

# 「道の駅」

# 基本設計が決定

物産・直売・加工  
レストラン棟

雑貨・カフェ棟

トイレ・情報棟

体験・交流  
テナント棟

屋外スペース

## 県内最大級の道の駅

道の駅を核とした  
産業・観光・歴史・文化の  
活性化を目指して

南から見たイメージ

北から見たイメージ

平成 29 年度は、この基本設計をもとに  
関係者との詳細な協議のもと、実施設計を行います。

## 筑西市道の駅整備事業

- 整備予定地：筑西市川澄地内
- 事業期間：平成 27 ～平成 32 年度  
※平成 31 年度オープンを目指しています。



### 施設概要（平成 29 年 3 月現在）

|       |                                                                                                                                   |       |                                                                                      |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 敷地面積  | 約 48,000 平方メートル                                                                                                                   | 建物規模  | 約 3,000 平方メートル                                                                       |
| 駐車場規模 | <b>【駐車場台数 368 台】</b><br>■ 一般用小型車 258 台<br>■ 市整備 ■ 身障者等用 5 台<br>■ 国整備 ■ 電気自動車充電スタンド 2 台<br>■ キャンピングカー 3 台<br>■ 一般小型車 57 台、大型車 43 台 | 施設の構成 | ■ 物産・直売・加工・レストラン棟<br>■ 雑貨・カフェ棟<br>■ 体験・交流・テナント棟<br>■ イベント広場<br>■ 屋外スペース<br>■ トイレ・情報棟 |

## 道の駅の駅長が決定しました！

筑西市「道の駅」の駅長として、鈴木一志さん（56 歳）が平成 29 年 3 月 1 日に着任しました。

鈴木さんは、(株)東武宇都宮百貨店に 30 年以上勤務され、営業政策や営業推進の部長などを歴任されるとともに、新店舗開発にも責任者として携わった経験をお持ちです。今後は、鈴木さんの有する知識・経験を生かしていただき、魅力ある「道の駅」づくりに取り組んでいきます。

すずきかずし  
鈴木一志さん（56 歳）

道の駅に関わるみんなが幸せになれるよう貢献していきたいと思います。



問道の駅整備課（本庁3階） ☎ 45-6006

基本設計では、「道の駅」としてより具体的な駐車場及び建物の配置、外観、面積などがまとめられています。道路利用者のための休息施設・情報発信施設や、地域の農産物・特産品の販売、レストランなどを有する地域振興施設などを整備します。

# 新中核病院の名称募集！

問 中核病院整備部業務推進課  
☎ 21-8720



平成30年10月の開院を目指して、新中核病院の建設工事がいよいよ始まりました。筑西・桜川地域の地域医療を担い、住民のみなさんに信頼され愛される病院になるよう整備を進めています。

つきましては医療、福祉、介護で地域連携の要となる病院にふさわしく、分かりやすく、住民のみなさんに末永く親しまれる名称を広く募集します。たくさんのご応募をお待ちしています。

|       |                                                                                                                                                                                                        |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 応募資格  | 応募時点で筑西市か桜川市にお住まいの人又は在勤・在学している人                                                                                                                                                                        |
| 募集期間  | 4月1日（土）～21日（金）※郵送は21日（金）必着。持参は平日 午前9時～午後5時                                                                                                                                                             |
| 応募方法  | ①はがき ②封書 ③ファックス ④電子メール（件名に「新病院名称係」と記入）                                                                                                                                                                 |
| 記載事項  | ①新病院の名称（ふりがな） ②名称に込めた思いや理由（任意） ③郵便番号 ④住所 ⑤氏名（ふりがな） ⑥年齢 ⑦電話番号 ⑧勤務先・在学先（筑西市又は桜川市以外にお住まいの人のみ記載）                                                                                                           |
| 賞・記念品 | ①採用者1人、副賞あり（同一名称で複数応募の場合は抽選） ②応募者の中から抽選で5人に記念品                                                                                                                                                         |
| 留意事項  | ①応募は1人1点のみ ②現病院名や他の名称と混同しないもの ③使用文字は漢字、ひらがな、カタカナ、組合せ可能 ④採用した名称に係る一切の権利は筑西市に帰属します ⑤採用した名称は必要に応じて修正などを加えることがあります ⑥採用者のお住まいの市町村及び氏名を公表します ⑦応募作品の返却はできません ⑧応募作品に係る個人情報は今回の公募に関する問い合わせのみに使用し、それ以外の目的に使用しません |
| 選考方法  | 新中核病院整備幹事会において選定したものの中から、筑西市長が決定します                                                                                                                                                                    |
| 選考結果  | 採用者のみ連絡させていただき、後日行う表彰式への出席をご案内します<br>なお、6月頃に広報紙、ホームページやケーブルテレビにて結果発表予定です                                                                                                                               |
| 応募先   | 必要な記載事項を明記し送付かご持参ください ※電話や口頭での応募は受け付けできません<br>【郵送先】〒308-8616 筑西市田中町丙360番地 筑西市役所中核病院整備部業務推進課<br>【FAX】22-0530 【メール】corehosp@city.chikusei.lg.jp 【持参先】業務推進課（本庁4階）                                         |

問 都市整備課（本庁3階）  
契約管財課（本庁4階）  
☎ 24-2185  
☎ 20-1178



身障者用駐車スペースと  
思いやり駐車スペースを  
設置しました

市役所本庁舎の北側入口に「身障者駐車スペース」、平面駐車場と立体駐車場の各階に「思いやり駐車スペース」を設置しました。身体障がい者や高齢者、妊産婦などの人が市役所を利用しやすくなるためにあります。

利用者証をお持ちの人は、ほかの人からも分かるように利用の際は車内のルームミラーなどに掲示してください。（利用者証がなければ利用できない訳ではありません）ぜひ、ご活用ください。

リハビリは尊厳の回復 訪問看護・リハビリで家族も笑顔に お気軽にお電話相談を！

## レストーレ 下館

リハビリディサービス



☎ 0296-23-6170

筑西市菅谷1637

RESTAURE 茨城県指定番号0872700562

## ケアーズ 下館

訪問看護リハビリステーション



☎ 0296-49-6403

筑西市西谷貝314-3

茨城県指定番号0862790011



## 筑西市では住まいの面でも 子育て世代を全力サポート

最大 **70万** の住宅取得奨励金を  
交付しています！



問企画課地方創生推進室（本庁4階）

☎24-2197

## 新制度 多世代同居 住宅取得等奨励金

本市への更なる移住・定住を促進し、  
子育て環境の向上と高齢者が安心して  
暮らせる住環境を実現します。

子世帯又は孫世帯の市外からの転入に伴う多  
世代同居（市内において親世帯及び子世帯又は  
孫世帯が同一敷地内又は隣接する敷地内に居住  
すること）をするために新築住宅・中古住宅の  
取得又は増改築を行った場合、当該家屋の所有  
者に対して奨励金として20万円を交付します。  
なお、「若者・子育て世代住宅取得奨励金」の交  
付要件に合えば、そちらとの併用も可能です。  
※申請に必要な提出書類やその他の要件は、  
市ホームページをご覧ください。お問い合わせ  
ください。

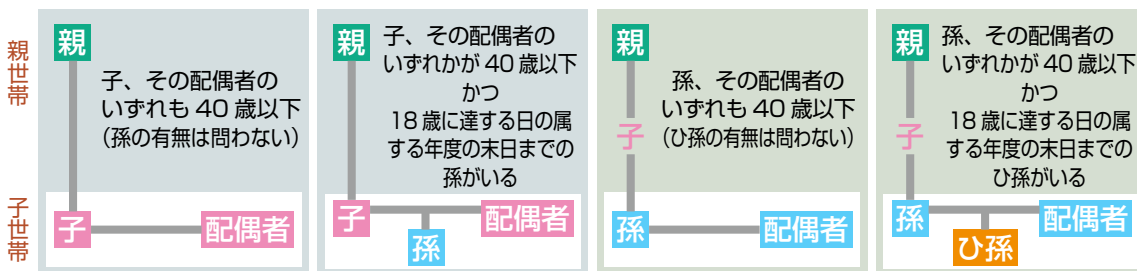
### ■対象者

- ・対象住宅の2分の1以上の所有権を確認でき  
ること
- ・多世代同居の世帯員全員が、奨励金の交付を  
受けた日から5年以上多世代同居をする意  
思を有していること
- ・申請日において子世帯又は孫世帯が次のA・  
Bに該当し、かつ、本市への転入の日の翌日  
から起算して1年以内の間にあること
- ・A 市民でなくなった日から1年以上経過し  
た後に再び本市に転入している者の世帯  
である
- ・B 市民であったことのない者の世帯で本市  
に転入している

- ・申請日において、下図の同居パターンの例①  
②に合致

### 同居パターンの例

#### ①「親世帯」と「子世帯」が同居する場合 ②「親世帯」と「孫世帯」が同居する場合



20 万円

「若者・子育て世代  
住宅取得奨励金」  
と併用可能！

**大型・中型・フォークリフト免許  
応援キャンペーン実施中!!**

**個別送迎無料 託児室完備無料**

**茨城県西自動車学校**  
TEL: 0296-37-6012(代)

**上筑波自動車学校**  
TEL: 029-869-0931(代)

<http://www.kenseijikou.co.jp/>

**茨城県西自動車学校**  
〒308-0121 茨城県筑西市船玉286

**上筑波自動車学校**  
〒300-4201 茨城県つくば市寺員1268-2

## ■対象住宅（多世代同居住宅取得等奨励金）

※住宅の区分ごとにすべてに該当すること。対象住宅・工事が複数又は重複している場合は、いずれか1つの住宅に限り対象。

### 増改築工事

- ①既存の住宅への増築、既存の住宅の一部改修、住宅の機能を構造させるための修繕、補修・模様替え・器具などの取替えなど
- ②多世代同居のために行う工事
- ③平成29年4月1日以降に着工し、平成32年3月31日までに完了した工事
- ④工事費用が20万円以上（併用住宅については、自己の居住の用に供する部分の工事に限る）
- ⑤交付を受けようとする者が、当該工事に係る住宅について筑西市住宅リフォーム助成事業補助金などその他本市で実施している他の同様の補助制度による補助（筑西市若者・子育て世代住宅取得奨励金を除く）を受けていない

### 中古住宅

- ①建築後使用されたことがある住宅又は完成の日から1年を超える住宅で、購入後1年以内の住宅
- ②玄関、台所、便所、浴室及び居室を有し、専ら自己の居住の用に供する住宅（延べ床面積の2分の1以上を自己の居住の用に供している併用住宅を含む）
- ③多世代同居のために取得する住宅
- ④昭和56年6月1日以降の建築基準法の規定による耐震基準を満たす住宅
- ⑤居住の用に供する部分の延べ床面積が50平方メートル以上
- ⑥3親等以内の親族以外の者から購入した住宅
- ⑦購入価格（土地代含む。）及び修繕費用の総額が300万円以上（税込）
- ⑧平成29年4月1日～平成32年3月31日の間に不動産登記法の規定による建物の所有権保存登記又は所有権移転登記を行ったもの
- ⑨交付を受けようとする者が、当該中古住宅について筑西市住宅リフォーム助成事業補助金などその他本市で実施している他の同様の補助制度による補助（筑西市若者・子育て世代住宅取得奨励金を除く）を受けていない

### 新築住宅

- ①新築した住宅（建て替えを含む）又は建売住宅など（分譲マンション含む）で、建築後使用されたことがないもののうち、登記事項証明書に記載された新築の日から1年以内の住宅
- ②玄関、台所、便所、浴室及び居室を有し、専ら自己の居住の用に供する住宅（延べ床面積の2分の1以上を自己の居住の用に供している併用住宅を含む）
- ③多世代同居のために取得する住宅
- ④建築基準関係規定に適合している住宅
- ⑤居住の用に供する部分の延べ床面積が50平方メートル以上
- ⑥平成29年4月1日～平成32年3月31日の間に不動産登記法の規定による建物の所有権保存登記又は所有権移転登記を行ったもの
- ⑦家屋調査が行われた住宅
- ⑧過去にこの奨励金の対象となっていない住宅

## 若者・子育て世代 住宅取得奨励金

50万円

#### ■対象者

- ・奨励金の交付を受けた日から5年以上対象住宅に定住する意思があること
- ・対象住宅の2分の1以上の所有権を確認できること
- ・申請日に40歳以下で、申請者の世帯に、申請日において出生から18歳に達する日の属する年度の末日までの申請者の子がいる又は申請者に40歳以下の配偶者がいること
- ・対象住宅の所有権保存（又は移転）登記の受付年月日から6か月以内であること

#### ■対象住宅

#### 【新築住宅】

- ・新築住宅又は建売住宅・分譲マンションなど（建築後未使用のもの）で、新築後1年以内の住宅
- ・居住部分が延べ床面積50平方メートル以上の住宅
- ・平成30年3月31日までに建物の所有権保存（又は移転）登記をした住宅
- ・建築基準関係規定に適合している住宅

#### 【中古住宅】

- ・使用されたことがある又は完成から1年を超える住宅
- ・昭和56年6月1日以降の建築基準法の耐震基準を満たす住宅
- ・居住部分が延べ床面積50平方メートル以上の住宅
- ・3親等以内の親族以外から購入した住宅
- ・購入価格（土地代含む）及び修繕費用の総額が300万円以上の住宅（税込）
- ・平成30年3月31日までに建物の所有権保存（又は移転）登記をした住宅

問 企画課地方創生推進室（本庁4階） ☎24ー21197

## 住宅リフォーム 助成事業補助金

最大10万円

市民が市内の施工業者を利用し、個人住宅部分のリフォームを行う場合に助成します。

※予算の範囲内での助成となりますので、申込状況によっては、年度途中で終了する場合があります。申請に必要な提出書類やその他の要件は、市ホームページをご覧ください。ただしくお問い合わせください。

| 工事金額              | 助成金                     |
|-------------------|-------------------------|
| 20万円以上<br>100万円未満 | 対象工事費の10%<br>(千円未満切り捨て) |
| 100万円以上           | 10万円                    |

※ 後、決定後、変更の場合は、助成金が増額変更できません。

#### ■申請できる人

- ・助成を受けようとする住宅の所有者であり、継続して3年以上住民登録し居住していること
- ・市税などを滞納していないこと
- ・市で実施している他の同様の助成を受けていないこと

#### ■対象となる建物

- ・市内に所有する個人住宅（店舗などの併用住宅は個人住宅部分のみ対象）

※本事業の助成は同一の住宅につき1回限りです。過去に助成を受けている住宅は対象外となります。

#### ■対象工事

- ・住宅の維持及び機能向上のために行う工事
- ・市内の施工業者に依頼する工事
- ・工事金額が20万円以上（消費税除く）
- ・未着工の工事であること（交付決定後に着工するもの）
- ・12月31日（日）までに工事が完了するもの
- ・受付開始日  
4月3日（月） ※土日・祝日を除く

#### 工事例

既存住宅の増築・改築工事、浴室・キッチン・トイレのリフォーム、床・内壁・天井の内装工事、外壁張替・塗装・屋根の工事、耐震補強工事など

問 商工観光課（本庁3階） ☎54ー7011